

## <重要なお知らせ>

今般、これまでの下請法が改正され、令和8年1月1日から、取適法（トリテキ法）が施行されました。

それに伴い、顧客に納品するなど、一定の条件を満たす運送委託取引は同法の対象（特定運送委託）となり、荷主に対して新たに義務が課されたり、禁止行為が定められることになります。

詳細は、公正取引委員会ウェブサイトを御覧いただくな、以下に記載の相談窓口までお尋ねください。

取適法特設サイト（短い動画で分かりやすく解説しています。）

[https://www.jftc.go.jp/toriteki\\_2025/](https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/)



中小受託取引適正化法（取適法）関係資料

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)



### 取適法 相談窓口一覧

| 管轄（都道府県）   | 担当窓口   |
|--|--|
| 関東甲信越（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、神奈川県）を含む全国 | 公正取引委員会事務総局<br>経済取引局取引部 企業取引課<br>電話：03-3581-3375（直通）     |
| 北海道  | 公正取引委員会事務総局 北海道事務所 取引適正化調査課<br>電話：011-231-6300（代表）       |
| 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県                              | 公正取引委員会事務総局 東北事務所 取引適正化調査課<br>電話：022-225-8420（直通）        |
| 富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県                              | 公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引適正化調査課<br>電話：052-961-9424（直通）        |
| 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県                         | 公正取引委員会事務総局<br>近畿中国四国事務所 取引適正化調査課<br>電話：06-6941-2176（直通） |
| 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県                                  | 公正取引委員会事務総局 中国支所 取引適正化調査課<br>電話：082-228-1520（直通）         |
| 徳島県、香川県、愛媛県、高知県                                      | 公正取引委員会事務総局 四国支所 取引適正化調査課<br>電話：087-811-1758（直通）         |
| 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県                         | 公正取引委員会事務総局 九州事務所 取引適正化調査課<br>電話：092-431-6032（直通）        |
| 沖縄県  | 内閣府 沖縄総合事務局総務部<br>公正取引課 取引適正化調査官<br>電話：098-866-0049（直通）  |

# 令和8年1月1日から、取適法の対象が特定運送委託まで拡大しました。

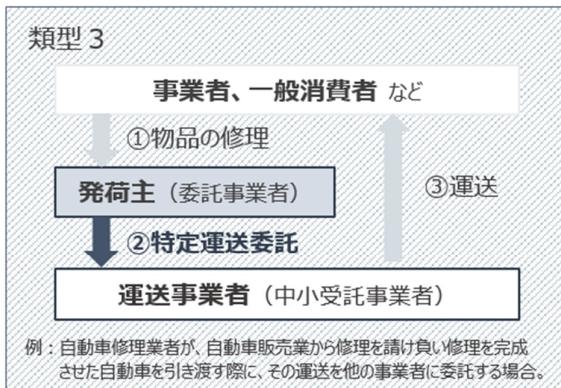
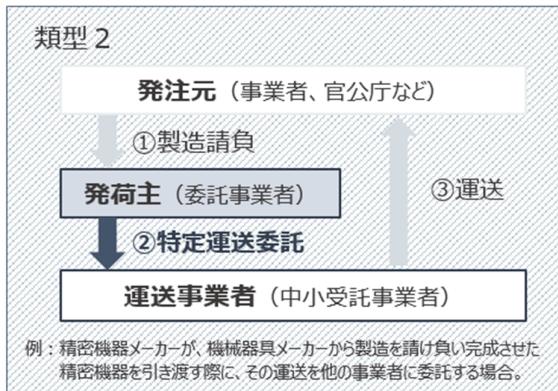
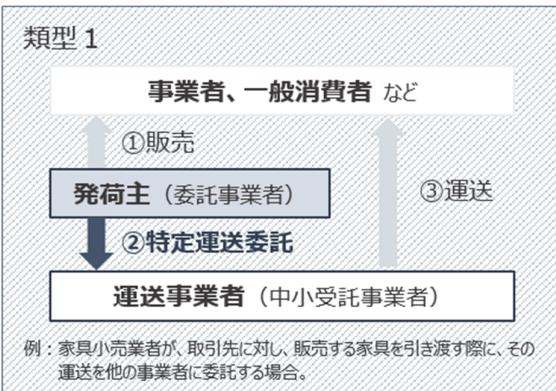
## 取適法とは？

令和8年1月1日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わりました。

今回の改正により、法律の適用対象が拡大され、「特定運送委託」が新たな対象取引に追加されました。

## 特定運送委託とは？

発荷主が自社の事業のために行う物品の運送（例：自社で販売する物品を取引の相手方に運送する行為）を、運送事業者（個人も含む）に委託する取引のことを指します。



## 誰が対象になる？

取適法が適用されるかどうかは、発荷主（委託事業者）と運送事業者（中小受託事業者）の資本金の額又は常時使用する従業員数で決まります。

### 特定運送委託の場合

|       |                |   |                       |                 |
|-------|----------------|---|-----------------------|-----------------|
| 委託事業者 | 資本金3億円超        | ▶ | 中小受託事業者               | 資本金3億円以下（個人含む）  |
|       | 資本金1千万円超3億円以下  | ▶ |                       | 資本金1千万円以下（個人含む） |
|       | 常時使用する従業員300人超 | ▶ | 常時使用する従業員300人以下（個人含む） |                 |

## 規制の内容は？

取適法では、発荷主（委託事業者）に対して4つの義務と11の禁止事項が課されています。

| 義務            | 禁止事項            |                    |  |
|---------------|-----------------|--------------------|--|
| 01 発注内容の明示義務  | 01 受領拒否         | 07 報復措置            |  |
| 02 書類の作成・保存義務 | 02 支払遅延（手形払の禁止） | 08 有償支給原材料等の早期決済   |  |
| 03 支払期日を定める義務 | 03 減額           | 09 不当な経済上の利益の提供要請  |  |
| 04 遅延利息の支払義務  | 04 返品           | 10 不当な給付内容の変更・やり直し |  |
|               | 05 買いたたき        | 11 協議に応じない一方的な代金決定 |  |
|               | 06 購入・利用強制      |                    |  |

## 注意すべきことは？

- 業務終了後60日以内で支払期日を設定し、発注時に明示する必要があります。
- 運送事業者からの価格交渉の求めに応じず発荷主側で代金を一方的に決定した場合には、買いたたきの禁止や一方的な代金決定の禁止に該当するおそれがあります。
- 委託先の運送事業者に対し、附帯業務（倉庫内での荷役作業や長時間の荷待ちなど）を無償で行わせる場合には、不当な経済上の利益の提供要請の禁止に該当するおそれがあります。

ご相談やご質問は、公正取引委員会の全国の相談窓口にお問い合わせください。

経済取引局取引部 企業取引課  
☎ 03-3581-3375（直通）

北海道事務所 取引適正化調査課  
☎ 011-231-6300（代表）

東北事務所 取引適正化調査課  
☎ 022-225-8420（直通）

中部事務所 取引適正化調査課  
☎ 052-961-9424（直通）

近畿中国四国事務所  
取引適正化調査課  
☎ 06-6941-2176（直通）

中国支所 取引適正化調査課  
☎ 082-228-1520（直通）

四国支所 取引適正化調査課  
☎ 087-811-1758（直通）

九州事務所 取引適正化調査課  
☎ 092-431-6032（直通）

沖縄総合事務局  
公正取引課 取引適正化調査官  
☎ 098-866-0049（直通）